

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第一項に規定する政令で定める額）</p> <p>第一条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める額は、昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については七十八万七千七百円とし、同月二日以後に生まれた者については七十八万九千三百円とする。</p> <p>（法第十条第一項に規定する政令で定める額）</p> <p>第六条 法第十条第一項に規定する政令で定める額（次条第二項各号において「補足的所得基準額」という。）は、昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については八十八万七千七百円とし、同月二日以後に生まれた者については八十八万九千三百円とする。</p>	<p>（法第二条第一項に規定する政令で定める額）</p> <p>第一条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める額は、七十七万八千九百円とする。</p> <p>（法第十条第一項に規定する政令で定める額）</p> <p>第六条 法第十条第一項に規定する政令で定める額（次条第二項各号において「補足的所得基準額」という。）は、八十七万八千九百円とする。</p>